

パブリック・コメント手続（意見募集）

横須賀市行政手続等における情報通信の技術の
利用に関する条例の制定について

意見募集期間

令和元年（2019年）

10月11日（金）～10月31日（木）

お問合せ先 総務部総務課 市政情報コーナー
電話 046-822-8186（直通）

横 須 賀 市

パブリック・コメント手続について

市政の透明化・公正化をすすめ、市民の皆さんが市政へ参画しやすくするために、市の重要な政策の決定に当たって、次の手順で行う一連の手続をいいます。

- (1) 市の基本的な政策決定に当たり、その内容等を事前に公表します。
- (2) 公表したものに對する市民の皆さんからのご意見の提出を受け付けます。
- (3) お寄せいただいたご意見の概要とご意見に對する市の考え方、公表した内容等を変更した場合はその内容を公表します。

パブリック・コメント手続に当たって

平成14年12月13日に「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」（平成14年法律第151号。以下「法」という。）が制定されました。

令和元年5月31日には、法が改正され、法律名称が「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」（以下「改正法」という。）に改められるとともに、その内容が情報通信技術を活用した行政の推進のみならず、広く社会全体の電子化を推進することに拡大されました。

この度、本市において、条例や市の機関が定める規則等に基づく申請、届出その他の手続等を含む行政サービスに関し、インターネット等を利用して行うことができるよう、条例を制定することを検討しております。

この度のパブリック・コメント手続は、この条例を制定するに当たり、その概要及び考え方に対して御意見を伺うものです。

【目次】

- ◆ 横須賀市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例案の概要及び考え方について 2
- ◆ 意見の提出方法 3

○横須賀市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例案の概要及び考え方について

法律に基づく手続等と同様に、条例等に基づく手続等についても、インターネット等を利用して行うことができるように以下のことを規定します。

・ 目的について

現状書面のみで行われている条例等に基づく手続等について、インターネット等を利用して行うことができるようにすることを規定します。

・ 用語の定義について

条例中の用語（条例等、申請等など）について規定します。

・ 申請、処分通知等の手続について

インターネット等を利用して申請、処分通知等を行うために必要となる事項を規定します。

・ 制度運用に関する事項について

手続等に係る情報システムの整備、利用状況の公表等について規定します。

意見の提出方法

1 提出期間 令和元年（2019年）10月11日（金）から10月31日（木）まで

2 宛 先 総務部総務課（市政情報コーナー）

3 提出方法

（1）書式は特に定めていませんが、住所及び氏名を明記してください。

（2）市外在住者の方が提出する場合は、次の項目についても明記してください。

- ・ 市内在勤の場合 勤務先名・所在地
- ・ 市内在学の場合 学校名・所在地
- ・ 本市に納税義務のある場合 納税義務があることを証する事項
- ・ 本パブリック・コメント案件に利害関係を有する場合 利害関係があることを証する事項

（3）次のいずれかの方法により提出してください。

ア 直接持ち込み

- ・ 市政情報コーナー
横須賀市役所本館 2号館 1階34番窓口
- ・ 各行政センター

イ 郵送

〒238-8550 横須賀市小川町11番地 横須賀市役所 市政情報コーナー

ウ ファクシミリ

046-826-1682

エ 電子メール

inf-co@city.yokosuka.kanagawa.jp

個々の御意見等には直接回答はいたしませんので、あらかじめ御了承ください。
御提出いただいた御意見等とこれに対する考え方は、意見募集期間終了後、
速やかに公表いたします。